


庁議付議事案書

開催・平成31年 3月20日

所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市介護保険基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>介護保険法施行規則が一部改正され、居宅サービス等指定申請時に事業者が提出する書類の一部が削減された。事務手続きの簡略化及び文書削減の趣旨を踏まえ、基準該当居宅サービス等においても提出書類を一部削減するため、本規則の一部改正を行うものである。また、併せて登録対象の基準該当居宅サービスの種類を現行法に合わせる改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>ア 市へ提出する添付書類から「事業所の管理者の経歴」及び「事業に係る資産の状況」の項目を削除する。</p> <p>イ 登録対象に短期入所生活介護を追加する。</p> <p>ウ 条文及び様式において所要の文言整理をする。</p> <p>(2) 施行日 公布の日。</p> <p>(3) 影響及び効果 事業者の負担軽減及び基準該当居宅サービス等の登録事務の適正化を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>規則の案文については、文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。